

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第五（第九条の七関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
海上警備等 手当	自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員	業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与える）と防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額
	自衛隊法第八十二条の規定による行動をとること	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、

別表第五（第九条の七関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
海上警備等 手当	自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員	業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与える）と防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額

備考 (略)		
		<p>の要否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合におけるその円滑な遂行に必要な情報の収集のための活動（海外の海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に係る船舶の航行の安全の確保に関し、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行うものに限る。）であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員</p>
		防衛大臣の定める額

備考 (略)		